

東京大学大学院理学系研究科における博士論文に関する指針

制定 平. 15. 11. 27

改訂 平. 22. 10. 13

東京大学大学院理学系研究科は、博士論文について次のような指針を設ける。理学系研究科は、この指針に沿って作成・提出された論文に基づいて、論文の審査、試験及び学力の確認を行い、適当と認めた論文の提出者に対して博士（理学）の学位の授与を行う。論文提出の手順と条件については、各専攻の規定に従うものとする。

- (1) 博士の学位論文は十分な学術的価値を有しなければならない。ここでの学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、知られざる関連性の認識、新しい理論の展開、新しい学問的方法や機器の発明、又は、既存の描像の根本的変革など、学問の進歩に重要な貢献をなすものを指す。また学位を授かる者は、博士論文の学術的内容を含む分野に関して十分な全般的知識を持ち、独立して研究を遂行できる能力を持っていないといけない。論文は明瞭、且つ、平明に書かれ、審査会においては学術研究に相応しい発表・討論がなされなければならない。論文の内容はいかなる審査機関においても、又、いかなる申請者によっても過去に博士論文とされたものであってはならない。
- (2) 学位論文は一つの新たな論文として書かれているものとする。用いる言語は専攻の定めに応じて、日本語あるいは英語とする。その題目は本文と同じ言語によるものとし、もう一方の言語による訳を記す。学位論文は、(内)表紙、アブストラクト（論文が英文の場合には英文、和文の場合には和文のものとその英訳）、目次、本文、引用文献からなるものとし、本文にはイントロダクション及び結論、あるいはそれらに相当する章が含まれなければならない。本文には、さらに、この分野の発展の歴史と当該研究の位置付け、他の研究者による関連した研究を含むレビュー、方法論や研究手法の説明、結果とその討論が、適切な章立てにより含まれるものとする。共同研究の内容が学位論文に含まれる場合には、当該研究における自分の行った寄与が明確に述べられていなければならない。専攻独自の追加事項があれば、それに従う。学位論文の一部として、既発表論文の内容を含んでもよいが、学位論文は上に述べた様式に基づき全体として一つの論文となる事が要求される。
- (3) 学位が授与される論文内容は国際的に公表されなければならない。